

令和6年度

女性支援事業のあらまし

(令和5年度実績)

山梨県女性相談支援センター

目 次

I	女性相談支援センターの概要	
1	所在地	1
2	沿革	1
3	職員構成	2
4	女性相談支援員	2
5	施設の状況	3
6	業務の内容	3
7	女性支援事業と連携機関	4
II	女性支援事業の実績	
1	相談状況	5
	(1)相談件数	5
	(2)令和5年度相談事業の実績	6
	①主訴	
	②年齢階層	
	③住所地	
	④職業	
	⑤学歴	
	(3)来所相談の状況	8
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
	(4)電話相談の状況	9
	①主訴	
	②夜間電話相談	
	(5)令和5年度市女性相談支援員による相談状況	10
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
2	保護状況	11
	(1)主訴	11
	(2)入所期間	12
	(3)一時保護所保護状況	12
	(4)婦人保護施設入所状況	13
3	医学的・心理的援助	13
III	令和5年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況	

1 相談件数	14
2 年齢階層	14
3 加害者との関係	14
4 保護命令申立を支援した者の命令発令状況	15
5 証明書等発行件数	15
IV 関係機関との連携等	
1 関係機関連絡協議会実務者会議	16
2 専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業	16
3 関係機関主催事業への参加	16
V 啓発活動	
1 実習生等受け入れ	18
2 講師派遣	18
3 広報活動	18

I 女性相談支援センターの概要

1 所在地

〒400-0005 山梨県甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ内

電話:055-254-8633(一般業務用)／055-254-8635(相談専用)

FAX:055-254-8636

2 沿革

昭和	31	5.24	「売春防止法」公布
	31	11.1	山梨県婦人相談員2名任命、県婦人児童課において相談業務開始
	32	4.1	「売春防止法」施行 山梨県条例第19号により、山梨県婦人相談所を設置 甲府市百石町1番地(現・丸の内3丁目)児童相談所2階で業務開始
	32	12.17	甲府市北新町県立病院敷地内に移転、一時保護所を併設
	33	4.16	山梨県条例第20号により、婦人保護施設「新創寮」設置 婦人相談所内に仮施設開設
	33	9.1	「新創寮」を甲府市穴切町638番地(現:甲府市宝一丁目)に新設移転
	34	7.11	北新町に県公舎を移転するに伴い、「新創寮」内に仮事務所を設け移転
	34	9.12	「新創寮」隣接の甲府市穴切町647番地に新設移転
	41	12.20	宝合同庁舎の新設のため、「新創寮」仮事務所内に保護所と共に移転
	42	6.26	宝合同庁舎(甲府市宝一丁目4-15)完成、移転
	46	3.25	河川敷改修に伴い「新創寮」を取り壊し、婦人相談所内に新設、移転
	55	3.31	山梨県条例第1号において「新創寮」を廃止
	55	4.1	婦人保護施設を付帯施設とし、名称を婦人保護相談所に改称
平成	9	3.18	完成した山梨県福祉プラザ(甲府市北新一丁目2-12)に移転し業務開始
	9	4.1	組織名を山梨県女性相談所に改称
	12	5.24	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」)」制定
	13	4.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」)」公布
	13	10.13	「配偶者暴力防止法」一部施行
	14	4.1	「配偶者暴力防止法」全面施行 女性相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能を附設
	16	6.2	「配偶者暴力防止法」改正
	16	12.7	「人身取引対策行動計画」策定
	17	4.1	婦人保護施設に関わる業務の苦情解決のための第三者委員会を設置
	17	12	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」 公表
	18	4.1	婦人相談員を1名増員し3名体制、ステップハウス運用開始
	19	7.11	「配偶者暴力防止法」改正
	21	3	「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 計画」公表
	21	4.1	婦人相談員を1名増員し、4名体制
	21	5.1	夜間電話相談を開始
	21	6.1	一時保護の委託事業開始
	21	12.22	「人身取引対策行動計画2009」策定

- 25 7. 3 「ストーカー規制法」改正
- 25 7. 3 「配偶者暴力防止法」改正
- 26 3 「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
- 26 4. 23 「配偶者暴力防止法」改正
- 26 12. 16 「人身取引対策行動計画2014」策定
- 28 12. 14 「ストーカー規制法」改正
- 30 12 「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
- 令和 1 6. 26 「配偶者暴力防止法」改正
- 3 5. 26 「ストーカー規制法」改正
- 3 6 一時保護所の拡張工事開始
- 3 10 一時保護所の拡張工事完了、居室が3室から5室に増加
- 4 5. 25 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」)公布
- 6 3.31 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の改正等に伴い、婦人保護施設は廃止
- 6 4. 1 「女性支援新法」施行
改正「配偶者暴力防止法」施行
組織名を山梨県女性相談支援センターへ改称
婦人相談員を女性相談支援員に改称
「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」公表
「第5次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表

3 職員構成

(令和6年4月1日現在)

所長	次長	主査	主事	心理司	会計年度任用職員			精神科 医師 (特別職 非常勤)	計
					女性相談 支援員	寮母	事務補助		
1	(1)	1	1	(1)	4	3	1	1	12(2)

※()は兼務職員

4 女性相談支援員

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の相談に応じ、保護と自立に向けて、相談、指導、情報提供などの支援を行っている。

【女性相談支援員設置状況】

(令和6年4月1日現在)

所属	配置窓口	配置人数	所在地	担当区域	電話番号
県	山梨県 女性相談支援センター	4名	甲府市北新 一丁目2-12	県下全域	055-254-8635
市	甲府市市民部 人権男女参画課	4名	甲府市丸の内 一丁目18-1	甲府市	055-237-5209
	富士吉田市 福祉課	1名	富士吉田市下吉田 六丁目1-1	富士吉田市	0555-22-1111 (内 164)

5 施設の状況

(1) 主要設備

- 相談支援センター 所長室、事務室、相談室、相談員室、判定室、待合室
- 一時保護所 居室(5)、食堂、調理室、洗面洗濯室(2)、浴室(3)、トイレ(3)、学習室、多目的室、事務室、医務室、宿直室、寮母室、倉庫(4)

(2) 定員

- 一時保護所 10名

6 業務の内容

(1) 相談

人間関係、家庭問題、生活困窮等の問題を抱える女性からの相談、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関と連携して自立支援を行う。

- 来所相談 9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く。要予約)
- 電話相談 9:00～20:00(土日祝、年末年始を除く)

相談専用ダイヤル:055-254-8635

(2) 心理学的・医学的援助

相談者に対し適切な支援を行うために、必要に応じて心理学的及び医学的援助を行う。

(3) 一時保護

緊急的な安全確保を必要とする女性について、本人の要望に基づいて一時保護を実施する。保護期間は概ね14日間とし、自立や今後の生活に向けて、関係機関と連携を図りながら情報提供等支援を行う。夜間及び休日に緊急対応が必要となった場合は、警察と連携する。

(4) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者に対して支援を行う。

- 相談、専門機関の紹介
- 保護命令についての情報提供、申立書類作成支援
- 福祉制度利用の支援
- 被害者の自立に必要な情報提供及び支援
- 就労に関する情報提供及び支援
- 住宅に関する情報提供及び支援

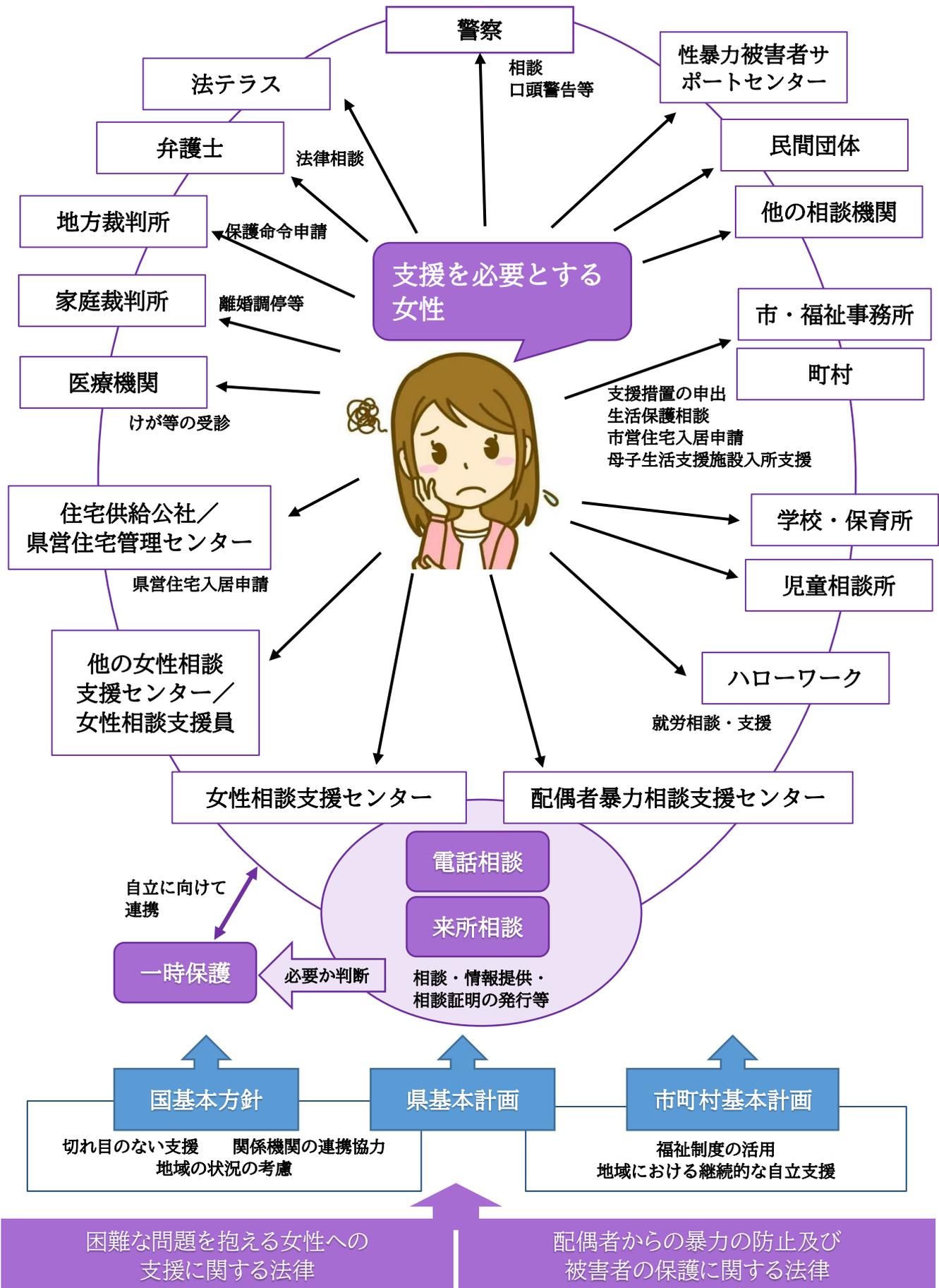
(5) 関係機関との連携

警察、市町村、民間団体等と連携を図り、相談者の自立支援を行うとともに、実務担当者会議等により意見交換を行う。

(6) 啓発活動

リーフレット等の作成配布により、女性相談支援センターの業務を紹介し、女性支援事業の周知を図る。また、他機関の要請に応じて研修会等に講師を派遣し、女性支援事業についての啓発を行う。

7 女性支援事業と連携機関



II 女性支援事業の実績

1 相談状況

(1) 相談件数

(単位・件)

年度	区分	来所相談		電話相談	合計
			(再掲) 日本語が十分話せない 者からの相談		
令和1	件数	357	5	1,750	2,107
	DV再掲	277	5	854	1131
令和2	件数	197	13	2,121	2,318
	DV再掲	178	13	1290	1468
令和3	件数	171	7	1,540	1,711
	DV再掲	127	5	778	905
令和4	件数	183	9	1,738	1,921
	DV再掲	149	8	679	828
令和5	件数	202	12	1,900	2,102
	DV再掲	167	12	757	924

※DV:生活を共にする(していた)配偶者や交際相手からの暴力を主訴とする相談

・過去5年間の傾向を見るとDV相談の占める割合は、来所相談では相談全体の約80%、電話相談では30~50%である。

図1 来所相談(DV相談と他の相談件数、DV相談の割合)

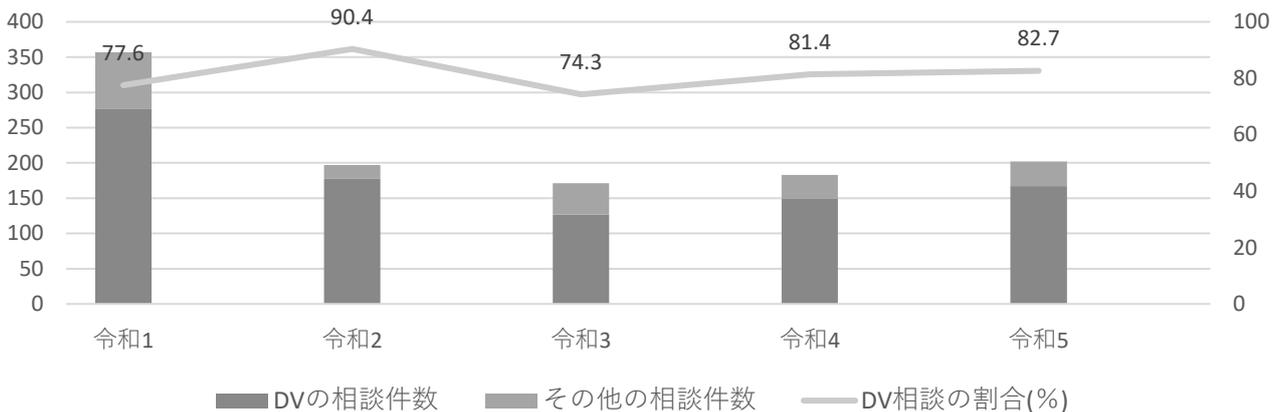
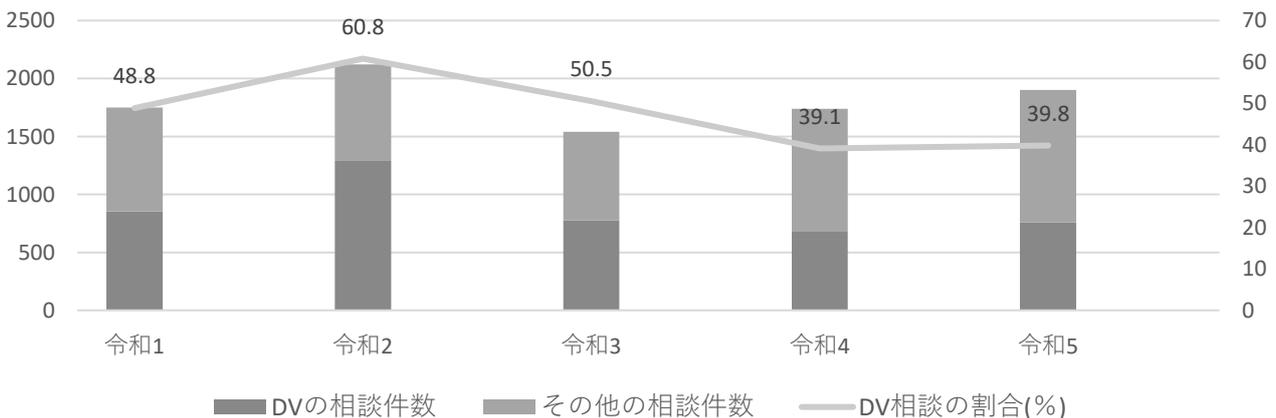


図2 電話相談(DV相談と他の相談件数、DV相談の割合)



(2) 令和5年度相談事業の実績

①主訴

(単位・件)

相談内容			令和5年度				令和4年度		令和3年度		
			来所	電話	合計		来所	電話	来所	電話	
人間関係	配偶者等	配偶者等の暴力	167	757	924	1,085	1,623	149	679	127	778
		酒乱・薬物中毒	0	0	0			0	0	0	2
		離婚問題	4	79	83			2	71	5	87
		その他	5	73	78			0	76	1	89
	子ども	子どもの暴力	1	22	23	173		0	14	1	12
		養育困難	0	0	0			0	1	0	5
		その他	0	150	150			0	53	2	59
	親族	親の暴力	17	75	92	207		17	50	23	41
		その他の親族の暴力	0	16	16			0	11	2	9
		その他	2	97	99			5	101	0	77
		交際相手の暴力	0	22	22	158		0	20	0	16
		その他の者の暴力	0	4	4			0	2	1	9
		男女問題	0	19	19			1	24	0	21
		家庭不和	0	1	1			0	6	1	1
ストーカー		0	6	6	0		4	0	10		
その他		0	106	106	2		110	1	91		
経済関係		生活困窮	0	14	14		41	1	4	0	7
	サラ金・借金	0	8	8	0	0		0	4		
	求職	0	5	5	0	0		0	1		
	その他	0	14	14	0	14		0	15		
医療関係	病気	0	25	25	102	0	15	0	7		
	精神的問題	2	51	53		0	50	1	43		
	妊娠・出産	0	6	6		0	4	1	5		
	その他	0	18	18		0	18	0	10		
住居問題			0	16	16	0	16	0	6		
帰住先なし			1	4	5	0	10	1	7		
不純異性交遊			0	0	0	0	0	0	0		
売春強要			0	0	0	0	0	0	0		
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	1	0	3		
5条違反			0	0	0	0	0	0	0		
人身取引			0	0	0	0	0	0	0		
その他			3	312	315	6	384	4	125		
合計			202	1,900	2,102	183	1,738	171	1,540		

・主訴で最も多いのは「配偶者等の暴力」で、来所相談で全体の83.7% (延169件)、電話相談で全体の40.2% (延764件) である。「配偶者等の暴力」が主訴であっても、離婚問題や子育ての問題、精神的問題や経済上の問題等、様々な背景があり、相談内容は複雑化している。

・「5条違反」は売春防止法第5条違反。

・「その他」は、主訴特定が困難であったり、内容がどの項目にもあてはまらないもの。

②年齢 (単位・件)

	来所	電話	計
20歳未満	2	21	23
20歳代	18	104	122
30歳代	49	229	278
40歳代	63	397	460
50歳代	42	334	376
60歳代	23	154	177
70歳以上	5	33	38
不明	0	628	628
計	202	1,900	2,102

・②～⑤すべて、令和5年度相談時点での相談者の状況。

・「④職業」、「⑤学歴」については来所相談の時点で確認するため、電話相談の件数は計上しない。

・電話相談は匿名でも受け付けていることから、年齢と住所地は「不明」が最も多い。

・年齢は「不明」を除くと「30歳代」と「40歳代」が多く、来所と電話を合わせると全体の35.1% (延738件)となる。

・住所地では「不明」に次いで「甲府市」が多い。特に来所では46%を占めており、人口が多いことと合わせて女性相談支援センターの住所地でもあることから、来所しやすい環境にあることが窺える。

・有職率は55.7%だった。

・学歴は、「高等学校」が最も多く、「短期大学」と「専門学校」が続いた。

③住所地 (単位・件)

	来所	電話	計
甲府市	93	409	502
富士吉田市	6	31	37
都留市	0	5	5
山梨市	4	12	16
大月市	1	64	65
韮崎市	3	15	18
南アルプス市	11	46	57
北杜市	11	60	71
甲斐市	20	88	108
笛吹市	16	79	95
上野原市	0	5	5
甲州市	1	18	19
中央市	12	44	56
西八代郡	2	8	10
南巨摩郡	3	25	28
中巨摩郡	9	35	44
南都留郡	7	138	145
北都留郡	0	10	10
県外	3	224	227
不明	0	584	584
計	202	1,900	2,102

④職業 (単位・実人数)

	来所	
事務従事者	15	
販売従事者	2	
工員	10	
サービス業	風俗営業関係	0
	その他	38
その他の職業	43	
専業主婦	21	
学生	2	
無職	55	
不明	8	
計	194	

⑤学歴 (単位・実人数)

	来所
中学校	24
高等学校	79
短期大学	30
専門学校	28
大学	24
大学院	6
不明	3
計	194

(3) 来所相談の状況

①主訴

(単位・件)

区分 \ 年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
配偶者等の暴力	277	178	127	149	167
子・親・親族の暴力	16	15	26	17	18
交際相手の暴力	4	0	0	0	0
その他の者の暴力	1	0	1	0	0
離婚問題	18	1	5	2	4
家庭問題	19	1	4	5	7
その他の人間関係	2	1	1	3	0
ストーカー	0	0	0	0	0
経済問題	5	0	0	1	0
医療問題	3	0	2	0	2
住居問題	0	0	1	0	1
5条違反	0	0	0	0	0
人身取引	0	0	0	0	0
その他	12	1	4	6	3
計	357	197	171	183	202

- ・主訴は過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かった。
- ・令和5年度、「配偶者の暴力」に次いで多かったのは「子・親・親族の暴力」で、全体の8.9%だった。
- ・「家庭問題」は、暴力以外の家族、親族の問題。
- ・「その他人間関係」には、暴力以外の男女問題(セクハラ、マタハラ等)を含む。

②相談経路

(単位・実人数)

区分 \ 年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
本人自身	271	167	142	146	161
警察関係	13	8	6	9	10
法務関係	2	0	0	1	2
他の婦人相談所	2	1	1	2	0
福祉事務所・市町村	11	7	3	8	9
他の相談機関・社会福祉施設等	5	1	3	3	4
医療関係	1	0	0	0	0
縁故者・知人	8	4	5	3	1
その他	2	1	6	3	7
計	315	189	166	175	194

- ・相談経路は「本人自身」からが最も多く、令和5年度は全体の83%であった。
- ・「その他」はシェルターを運営する民間団体等。

③処遇

(単位・実人数)

区分		年度				
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
来所実人員		315	189	166	175	194
助言・指導		296	177	155	166	177
割合(%)		94.0	93.7	93.4	94.8	91.2
一時保護		17	10	5	8	10
割合(%)		5.4	5.3	3.0	4.6	5.2

・「その他」の項目は省略しているが、令和5年度は、上記以外に7件(3.6%)。

(4)電話相談の状況

①主訴

(単位・件)

区分		年度				
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
配偶者等の暴力		854	1,290	778	679	757
子・親・親族の暴力		81	98	62	75	113
交際相手の暴力		29	27	16	20	22
その他の者の暴力		9	6	9	2	4
離婚問題		166	99	87	71	79
家庭問題		288	215	233	237	321
その他の人間関係		119	127	112	134	125
ストーカー		1	7	10	4	6
経済問題		22	24	27	18	41
医療問題		61	98	65	87	100
住居問題		19	10	13	26	20
5条違反		0	0	0	0	0
人身取引		0	0	0	0	0
その他		101	120	128	385	312
計		1,750	2,121	1,540	1,738	1,900

・電話相談の主訴は、来所相談と同じく過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かった。
 ・「その他」の中には、話し相手を求める電話や行政機関への意見等が含まれる。

②夜間電話相談(平日17:00~20:00)

(単位・件)

区分		年度				
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
件数		173	229	172	287	283
DV再掲		62	97	90	92	103
割合(%)		35.8	42.4	52.3	32.1	36.4

(5) 市女性相談支援員による相談状況

山梨県内で女性相談支援員が常駐している市は甲府市、富士吉田市の2市である。両市で受けた相談(電話相談、面接相談を問わず、すべての相談とする)は、総計965件であり、昨年度の945件から20件の増加となった。主訴は、その他を除くと「家庭問題」が最も多かった。

①主訴

(単位・件) ※空欄は0

区分	市	甲府市	富士吉田市	計
配偶者等の暴力		79	37	116
交際相手の暴力		78		78
結婚・離婚問題		34	3	37
職業・就職問題		5		5
家庭問題		233	2	235
住宅問題		2		2
経済問題		19	1	20
背後関係(ヒモ・暴力団)				0
性の問題		1		1
本人の問題		18		18
施設入所希望				0
その他		451	2	453
計		920	45	965

②相談経路

※空欄は0

(単位・件) ※空欄は0

区分	市	甲府市	富士吉田市	計
本人自身		897	44	941
警察関係				0
法務関係				0
労働関係		1		1
他の婦人相談所				0
他の婦人相談員		1		1
福祉事務所		1		1
他の相談機関		4		4
社会福祉関係		2		2
医療機関		4		4
教育機関				0
縁故者・知人		8		8
その他		2	1	3
計		920	45	965

③処遇 ※空欄は0

(単位・件) ※空欄は0

区分	市		
	甲府市	富士吉田市	計
婦人保護施設に入所			0
就職・自営			0
結婚			0
家庭へ送還			0
福祉事務所へ移送			0
婦人相談所・婦人相談員へ移送		1	1
他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送			0
その他の関係機関・施設へ移送	1	1	2
助言・指導のみ	868	41	909
その他	51	2	53
計	920	45	965

2 保護状況

一時保護所入所者の人数は年度によって増減があるが、令和5年度は10名(実人数)だった。入所者によって同伴されたのは、児童7名、成人1名だった。

(1)主訴 (一時保護所、婦人保護施設を含む)

(単位・実人数) ※空欄は0。

	令和1		令和2		令和3		令和4		令和5	
	同伴 児 なし	同伴 児 あり								
配偶者等の暴力	4	11	8	4	1	2	3	4	6	3
子・親・親族の暴力	1						1		1	
交際相手の暴力										
その他の者の暴力						1				
離婚問題										
帰住先なし					1					
経済問題										
ストーカー										
5条違反										
人身取引										
その他			1							
計	5	11	9	4	2	3	4	4	7	3
合計		16		13		5		8		10

・前年度からの継続の入所者はなし。

・日本語が十分に話せない入所者は、令和5年度は2名だった。

(2) 入所期間 〈一時保護所、婦人保護施設を含む〉

区分		年度				
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
1日 ～ 5日	人員	5	3	0	4	4
	延人数	16	9	0	13	11
6日 ～ 10日	人員	3	2	0	0	2
	延人数	25	16	0	0	17
11日 ～ 15日	人員	3	4	4	3	3
	延人数	38	49	55	46	38
16日 ～ 20日	人員	2	1	0	0	0
	延人数	32	17	0	0	0
21日 ～ 30日	人員	4	1	0	0	0
	延人数	109	24	0	0	0
31日 以上	人員	1	1	1	1	1
	延人数	110	32	41	47	39
計	人員	18	12	5	8	10
	延人数	330	147	96	106	105
平均入所日数		23.9	18.3	12.3	19.2	10.5

(3) 一時保護所保護状況 ※保護人員・退所人員には成人の同伴者を含む。

(単位・実人数)

区分		年度									
		令和1		令和2		令和3		令和4		令和5	
保護	入所人員	17	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)	11	(7)
	在所人員	18	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)	11	(7)
	延人員	261	(325)	116	(25)	69	(54)	90	(43)	113	(53)
退所人員		18	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)	10	(5)
退所状況	婦人保護施設入所	2		3		1		1		0	
	就職・自立	3		1		2		0		1	
	帰郷	5		1		1		3		1	
	帰宅	2		2		0		1		3	
	他の関係機関・施設へ移送	1		1		0		3		3	
	無断退所	0		0		0		0		0	
	その他	5		4		1		0		1	
継続		0		0		0		0		1	

- ・令和5年度の人員には成人の同伴者1名を含む。
- ・()内は一時保護所入所者に同伴された児童の数。
- ・「就職・自立」は、アパート・公営住宅等へ入所し、就職・生活保護等により自立生活を始めた者。
- ・「他の関係機関・施設へ移送」は、母子生活支援施設等へ移送となった者。
- ・「その他」は、友人宅への避難、ステップハウスの利用等により退所した者。
- ・令和5年度末、翌年度へ入所を継続した入所者が1名いた。

(4) 婦人保護施設入所状況

(単位・実人数)

区分		年度				
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
保護	入所人員	2	3	1	1	0
	在所人員	2	3	1	1	0
	延人員	69	31	27	33	0
退所人員		2	3	1	1	0
退所状況	就職・自立	0	1	0	0	0
	帰郷	0	0	0	0	0
	帰宅	0	0	0	0	0
	結婚	0	0	0	0	0
	他の関係機関・施設へ移送	2	1	1	1	0
	無断退所	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0
継続		0	0	0	0	0

・令和5年度は一時保護された者の中に婦人保護施設入所対象者がおらず、入所は0名であった。

3 医学的・心理学的援助

一時保護所・婦人保護施設入所者を中心に、精神科医師(特別職非常勤)による医療相談、心理司(兼務職員)による心理相談を実施している。

【令和5年度実績】

医療相談 : 3回

心理相談 : 1回

Ⅲ 令和5年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況

内閣府調査要綱に基づき、配偶者等の暴力に関する相談(主訴以外も含む)のうち、本人自身からの相談件数のみを計上する。DV相談は、性別を問わず受け付けている。

1 相談件数

(単位・件)

	来所	電話	計
女性	161	719	880
男性	1	5	6
計	162	724	886

・女性からの相談が多くを占め、男性からの相談件数は、全体の0.7%だった。

2 年齢階層

(単位・件)

		来所	電話	小計	合計
20歳未満	女性	0	0	0	0
	男性			0	
20歳代	女性	12	38	50	50
	男性			0	
30歳代	女性	39	109	148	148
	男性			0	
40歳代	女性	55	176	231	234
	男性	1	2	3	
50歳代	女性	35	124	159	159
	男性			0	
60歳代	女性	16	87	103	103
	男性			0	
70歳以上	女性	4	6	10	11
	男性		1	1	
不明	女性	0	179	179	181
	男性		2	2	
計		162	724	886	886

3 加害者との関係

(単位・件)

			来所	電話	小計	合計
配偶者	出婚あり届	女性	101	550	651	657
		男性	1	5	6	
	出婚なし届	女性	5	10	15	15
		男性			0	
	出婚不明届	女性	3	7	10	10
		男性			0	
離婚済		女性	47	128	175	175
		男性			0	
生活の実際(生活の実際を共に交際した相手)	交際相手	女性	5	23	28	28
		男性			0	
	元交際相手	女性	0	1	1	1
		男性			0	
計			162	724	886	886

4 保護命令申立を支援した者の命令発令状況

(単位・件) ※空欄は0。

			令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	
保護命令発令	被害者	退去命令及び接近禁止命令		1		1		
		接近禁止命令のみ	3				1	
		退去命令のみ						
	子や親族	退去命令、被害者への接近禁止命令と同時	子					
			親族					
		被害者への接近禁止命令と同時	子	2			1	
			親族	1				
		事後的な子への接近禁止命令	子					
			親族					
	却下							
取り下げ、保留等			1				1	
計			4	1	0	1	2	
取り下げ総数(発令前、発令後含む)			1	1				

5 証明書等発行件数

DVを主訴とする一時保護または来所相談を行ったことに対して、証明書を発行している。
※DV行為を認定する証明書ではない。

一時保護証明書	6
来所相談証明書	58
住民基本台帳事務における支援措置意見書／確認書	123
合計	187

IV 関係機関との連携

1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会実務者会議

月日	内容	情報提供機関	開催場所
第1回 6月20日	実務者会議	県内市町村、配偶者暴力相談支援センター、外国人支援・人権侵害・DV相談・性暴力被害者支援機関、法律相談機関、県保健福祉事務所、児童相談所	福祉プラザ 4階大ホール
第2回 11月15日	実務者会議(事例検討) 講評:伏見 正江氏 (女性ヘルスエンパワメントネット代表)	県内市町村、配偶者暴力相談支援センター、外国人支援・人権侵害・DV相談・性暴力被害者支援機関、法律相談機関、県保健福祉事務所、児童相談所	福祉プラザ 4階大ホール

2 専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業

月日	内容	出席者	開催場所
第1回 5月24日	「支援者のストレスマネジメント」 講師:佐野 孝枝氏 (カウンセリングルームさの代表)	婦人相談員(女性相談所、市)、ぴゅあ総合相談員、民間団体相談員、女性相談所職員	福祉プラザ 2階会議室
第2回 12月18日	男女共同参画推進センター・女性の人権サポートくろーばー・女性相談所共催事業 「DVを受けた女性と子どもへの支援」 講師兼アドバイザー: 北仲 千里氏 (全国女性シェルターネット共同代表) 報告者:①北杜市役所ネウボラ推進課 ②地域総合子ども家庭支援センター・テラ ③女性の人権サポートくろーばー	婦人相談員、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、保健師、民間団体、行政関係者、教育関係者、一般県民等	ぴゅあ総合 大研修室 / オンライン

3 関係機関主催研修への参加

月日	内容	主催	参加方法
5月19日	接遇・クレーム対応研修	山梨県職員研修所	恩賜林記念館
6月21日 ～ 7月19日	令和5年度 「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」	独立行政法人 国立女性教育会館	オンライン
7月7日	DV基礎講座 「包括的なDV被害者支援をめざして」	男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)	オンライン
7月21日	全国婦人相談所長及び 婦人保護主管係長研究協議会	厚生労働省	オンライン

7月31日	「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 第1回実務者研修	男女共同参画推進センター (びゅあ総合)	びゅあ総合 2階大研修室
8月4日	ゲートキーパー指導者養成研修	山梨県 精神保健福祉センター	福祉プラザ 4階大ホール
8月10日	社会に出るきっかけのない人と 家族の支援を考える研修会 「引きこもりの自由なスガタあるある診断」	一般社団法人 リレイト	韮崎市民交 流センター ニコリ
8月25日	女性の家HELP研修会(第1回) 及び施設見学会	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会	女性の家 HELP
9月9日	「困難な問題を抱える女性への支援について ～新法で何が変わるのか、 社会福祉との連携で考える～」	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	オンライン
9月28日 10月12日 10月26日 11月9日 11月22日	フェミニストカウンセリング専門講座2023	一般財団法人 大阪府男女共同参画 推進財団(ドーン財団)	オンライン
4月1日 ～ 9月30日	令和5年度性暴力、配偶者暴力等被害者支援 のためのオンライン研修	内閣府	オンライン
10月12日 ～ 10月13日	令和5年度婦人相談員・ 心理判定員研究協議会	全国婦人相談員・心理判定員 研究協議会	青森県
10月18日	「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 第2回実務者研修	男女共同参画推進センター (びゅあ総合)	市川三郷町 生涯学習 センター
11月1日	女性の家HELP研修会(第2回) 及び施設見学会	公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会	女性の家 HELP
11月10日	令和5年度相談関係者研修会 「当事者団体からみた ひとり親支援の在り方について」	山梨県母子家庭等就業・ 自立支援センター	山梨県立 文学館講堂
11月17日	令和5年度関東甲信越地区 婦人保護事業研究協議会	関東甲信越地区婦人保護事 業研究協議会(担当:とちぎ男 女共同参画センター)	オンライン
11月30日	令和5年度テーマ別研修 「ゲートキーパー養成研修」	山梨県健康増進課	恩賜林 記念館
11月27日 ～ 12月1日	令和5年度婦人相談所等指導者研修	国立保健医療科学院	オンライン
12月21日	悪質ホストクラブに関する研修会	厚生労働省	オンライン
1月18日	専門家による専門家のための研修会 「だれにでも起こりうる!? デジタル性被害について考えよう」	やまなし性暴力被害者 サポートセンター	山梨県立 図書館
1月25日	自死遺族支援者研修会	山梨県 精神保健福祉センター	福祉プラザ 4階大ホール
1月26日	女性支援新法全国フォーラム	厚生労働省	オンライン

1月27~28日 2月24~25日 3月9~10日	ファシリテーター養成研修	山梨県	オンライン
1月29日	令和5年度性の多様性理解促進事業 「性の多様性について考える～統計データから考える性的マイノリティの現状～」	山梨県男女共同参画・ 共生社会推進統括官	オンライン
2月7日	依存症地域支援者研修会	山梨県 精神保健福祉センター	オンライン
2月14日	「困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律」を考える ～何が変わるのか、新しい視点とは～	男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)	オンライン
2月19日	いのちのセーフティフォーラム2024 10代・20代の生きづらさを抱える女性の現状 ～死にたいという気持ちのその先に～	山梨県	山梨県文学館

V 啓発活動

1 実習生等受け入れ

月日	内容	実施主体	開催場所
8月22日	インターンシップ(大学生3名)に 対する説明会	山梨県子ども福祉課	福祉プラザ 判定室

2 講師派遣

月日	内容	実施主体	開催場所
6月5日	性のヘルスプロモーション 「性の健康とアサーション」	山梨県立大学	山梨県立大 学
8月1日	人身安全関連事案対策専科教養 「配偶者暴力相談の現状と課題」	山梨県警察本部	山梨県 警察学校
9月10日	「世界性の健康デー」シンポジウムIN山梨 「当事者中心の包括的支援に向けて」パネリスト	NPO法人 エンパワメントアフロッキー	韮崎市民交 流センター ニコリ
9月11日	犯罪被害者支援専科教養 「女性相談所の役割とDV被害の現状について」	山梨県警察本部 警務部警務課	山梨県 警察学校
1月10日	ボランティア支援員養成講座 「女性相談所の役割と被害者支援について」	公益社団法人 被害者支援センターやまなし	ぴゅあ総合

3 広報活動

「女性相談のしおり」を市町村や各種会議及び研修会で関係機関や参加者に配布した。

令和6年度 女性保護事業のあらまし

発行 令和6年5月
山梨県女性相談支援センター
〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12
山梨県福祉プラザ内

電話：055-254-8633

F A X：055-254-8636

E-mail：josei@pref.yamanashi.lg.jp